社会福祉法人希望の家 ケアハウスサンフレッシュ 運営規程

第1章 総 則

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人希望の家が設置運営するケアハウスサンフレッシュ(以下「施設」という。)の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入所者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところとする。

第2条(運営方針)

施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入所者の自主性の尊重を基本として、入所者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とします。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

第3条 (職員の職種及び定数)

施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営について(平成20年6月1日厚生労働省令107号)」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- (1) 施設長 1名(常勤兼務)
- (2) 生活相談員 1名(常勤専従)
- (3) 介護職員 2名(常勤専従)
- (4) 管理栄養士 名
- (5) 事務職員 名
- (6) 調理員 名

第4条 (職務の内容)

職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入所者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めることとする。また、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。 施設長に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、入所者の生活向上に必要とされる生活指導、相談、援助等に従事する。
- (3) 介護職員は、入所者の援助並びに清掃を行う。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養管理、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理員の 指導及び連携し調理等の業務を行う。
- (5) 事務員は、施設会計、財産管理、庶務等の事務を行う。
- (6) 調理員は、栄養士と連携し入所者の給食調理業務を行う。

第3章 入所定員

第5条 (入所者の定員)

施設の入所者定員は、15名とする。なお、施設が提供する居室は原則個室とし、施設が利用者の心身の状態を鑑み決定します。

第4章 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

第6条(サービス提供の方針)

施設は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や 希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするため の機会を適切に提供するものとする。

- 2 職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又は その家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明をするも のとする。
- 3 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、その入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 4 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第7条(食事)

施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 施設は食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して 栄養のバランスに留意するものとする。

第8条(生活相談等)

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその 家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の申請等の日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、その入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保 するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 入所者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して週に5回以上定められた時間帯に 入浴ができるよう準備を行うものとする。また、原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。
- 6 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を行うものとする。

第9条(居宅サービス等の利用)

施設は、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境に 応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行うものとする。

第10条 (健康の保持)

施設は、入所者の定期健康診断は、年2回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 入所者の健康の保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3 入所者に対し随時保健衛生の知識の普及指導を行うものとする。

第11条 (緊急時の対応)

入所者の身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。

- 2 職員はナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- 3 入所者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、主治医及び協力医療機関等への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応をも行います。

第12条 (入院期間中の対応)

入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように、利用者又は家族と協議して定めるものとします。

第13条(サービス利用料及びその他費用の額)

施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。)
- (2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)
- (3) 居住に関する費用(前号の光熱水費を除く。)
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 施設は、前号各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は その家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を 得るものとする。
- 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める 額を上限額とする。
- 4 月途中の入退居及び入退院に伴う利用料の額については、第1項第1号から第4号までの費用について重要事項説明書に定める日割計算方法により算定して支払いを受けることとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第14条(入所対象者)

施設に入所できる者は、次の各号に該当する者とする

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、その者の配偶者等の親族等、事情により その者と共に入所させることが必要と認められる者を除く。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者であり家族と同居ができない者及び自炊等に困難不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等と有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) ホームヘルプサービス等の居宅サービス等を利用することによって日常生活の維持が可能である者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送りなどがあり、所定の利用料が払 える者が可能である方。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

第15条(入所の申込み)

施設への入所希望者は、利用申込書(様式1)を提出しなければならない。

2 施設は入所申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入所申込者名簿に記入し、登録するものとする。

第16条(入所希望者の面接調査)

入所希望者の調査は、入所希望者本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、入所希望者本人の健康診断書 (様式2)の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

第17条 (入所の承認等)

前条の調査の結果、入所を適当と認めた者に対しては、入所を承認する旨を、また、入所を不適当と認めた者に対しては、入所を承認しない旨を入所申込者に通知するものとする。

第18条(入所申込者等に対する説明等)

施設は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の 入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、そのサービスの提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

第19条 (入所契約の締結)

施設は、サービスの提供の開始に際しては、入所申込者とそのサービスの提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入所契約を締結した者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。
 - (1) 身元保証書(様式3)
 - (2) 入所後の住民票
 - (3) 利用料認定に要する収入額及び必要経費に関する書類
 - (4) その他施設が指定する書類

第20条(入 所)

入所申込者の施設への入所は、入所申込者と施設の契約により行うものとする。施設は新たな入所者については、入所時の健康診断を行うとともに、入所者のこれまでの生活状況、家庭状況等必要な事項の把握に努めるとともに、それらの調査結果を入所者台帳に記録整備し、入所後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

第21条(居室の変更)

施設長は、入所者が次の各号の一に該当するときは、本人の同意を得て居室の変更をすることができる。

- (1) 入所者の身体機能低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) その他、施設長が必要と認められるとき。

第22条(退 所)

施設長は、入所者が次の各号の一に該当するときは、一定の予告期間を置いて、入所契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段によって入所の承認を受けたとき。
- (2) 不正の手段によって利用料の減額をうけたとき。
- (3) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又その滞納額が3か月分に達したとき。
- (4) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (5) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (6) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、現状回復を行わないとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入所者に迷惑をかけるなど、施設の生活が 著しく不適当と思われる事由が生じたとき。
- 2 入所者が次の各号の一に該当するときは、入所契約を終了します。
 - (1) 入所者が死亡したとき。
 - (2) 入所者から退所の1か月前に退所届(様式4)の提出があり、これを受理したとき。
 - (3) 施設長が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
- 3 施設長は、入所時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合には、具体的に理由を本人に通知するものとします。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、その入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第23条(サービス提供の記録)

施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

第24条(入所者留意事項)

施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入所者が守るべき「サンフレッシュの約束事」を入所者に配布し、その趣旨を十分周知徹底することとする。また、施設の諸行事、事業等に参加協力するよ

う努めることとする。

第25条(外出及び外泊)

入所者は、外出又は外泊しようとするときは、必要に応じて外出届又は外泊届に所要事項を記入し、 届け出るものとする。

第26条(面 会)

入所者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

2 来訪者が自室またはゲストルームに宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

第27条(健康管理)

入所者は、努めて健康に留意し、施設で行う健康診断にはなるべく参加することとする。

第28条 (環境整備)

入所者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

第29条 (身上変更の届出)

入所者は、入所後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第30条(融和と信頼)

入所者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとすること。

第31条(禁止行為)

入所者は、施設内等で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 故意又は無断で、建物、設備、及び備品等に損害を与え、又はこれらをその場所から持ち出すこと。
- (5) 居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。
- (6) その他施設長が定めたこと。

第32条(承認を必要とする事項)

入所者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- (1) 居室の形状を変更するような工作を加えるとき。
- (2) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (3) 施設敷地内に車を保管するとき。

第33条(損害賠償)

入所者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損

害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第34条(転貸等の禁止)

入所者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入所者以外の方を同居させることができません。

第6章 非常災害対策

第35条(非常災害対策)

施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備 えて必要な設備を設けています。

- 2 施設は、消防法令に基づき非常災害等に対して、具体的な消防計画等の防災計画たて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 施設は、非常災害に備えるため、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として 年2回以上行います。
- 4 入所者は、前項の対策に可能な限り協力することとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

第36条 (勤務体制の確保)

施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制を定めておくものと する。

- 2 施設は、前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 4 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を定期的に設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

第37条 (併設施設の協力)

施設長は、入所者等の安全と緊急時に対応するため、併設施設の協力を得るため、ナースコール、 非常通報装置等を連結設置し、夜間の管理体制において常時緊急対応できるよう万全の体制を講ずる ものとする。

第38条(衛生管理等)

施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、

又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、 周知徹底を図ることとする。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための研修を新規採用時及び年2回以上、定期的に実施することする。
 - (4) 各前号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第39条(協力医療機関等)

施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県に届け出るものとする。
- 4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」とい う。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規 定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。)の発生時等の 対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 施設は、入所者が協力医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるよう努めるものとする。
- 7 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第40条(掲示)

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第41条 (個人情報の保護)

施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又はその家族の個人情報については、施設でのサービスの提供以外の目的では原 則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその家族の同意を、あらかじめ書面 により得るものとする。

第42条(秘密保持等)

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 このことは、退職者についても同様とし、秘密保持等に関する措置については、別に定める。

第43条(広告)

施設は、この施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

第44条(苦情への対応)

施設は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口等を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者又はその家族に報告するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、入所者からの苦情に対して都道府県及び都道府県社会福祉協議会に第三者機関として設置されている運営適正化委員会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うとともに、都道府県からの求めがあった場合には、その改善内容を報告することとする。
- 4 施設は、苦情を申し立てた入所者及びその家族に対していかなる差別的な取扱も行ってはならない。

第45条(施設・設備)

施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入所者と協議の上決定するものとします。

- 2 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行います。

第46条(地域との連携等)

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第47条(事故発生の防止及び発生時の対応)

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生の 防止のための指針を整備することとする。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備することとする。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を新規採用時及び年2回以上、定期的に行うこととする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに都道 府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行うものとする。

第48条(虐待防止に関する事項)

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設の職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養 護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを都道 府県に通報するものとする。

第49条(身体的拘束等)

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため次の各号に定める措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

第50条(業務継続計画の策定等)

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を 継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

第51条(事務及び業務処理)

施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に 定められたところに従い適切な処理に努めるものとする。

第52条(記録の整備)

施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 入所者に提供するサービスに関する計画。
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録。
 - (3) 第6条第4項に規定する身体拘束等の様態及び時間、その際の入所者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第44条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第47条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条 第3項の記録

第8章 雑 則

(改 正)

第53条

この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則(施 行)

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年10月12日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年5月8日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。